

公文書の件名	開示部分がある文書	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
25産労観企第1049号「東京都観光ボランティアのユニフォーム等デザイン審査会」における審査結果について	起案用紙2ページ目	最終決定したデザイナー以外の氏名及びブランド名	東京都情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第3号	事業を営む個人に関する情報であり、落選の事実を公にすることにより、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
			第7条第6号	落選の事実を公にすることにより、今後、同種の事業を行う際に、協力を得られなくなるなど事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	採用者・不採用者について	最終決定したデザイナー以外の氏名及びブランド名	条例第7条第3号	事業を営む個人に関する情報であり、落選の事実を公にすることにより、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
			条例第7条第6号	落選の事実を公にすることにより、今後、同種の事業を行う際に、協力を得られなくなるなど事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	東京都観光ボランティアのユニフォーム等デザイン候補概要	最終決定したデザイナー以外のブランド名、代表者名及び主な経歴	条例第7条第3号	事業を営む個人に関する情報であり、落選の事実を公にすることにより、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
			条例第7条第6号	落選の事実を公にすることにより、今後、同種の事業を行う際に、協力を得られなくなるなど事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	東京都観光ボランティアのユニフォーム等デザイン審査会における審査結果	①「1. 上位選考者について」中の最終決定したデザイナー以外の氏名及びブランド名 ②「2. 協議について」中の3行目28文字目から4行目27文字目まで ③「3. 協議の結果について」中の最終決定したデザイナー以外の氏名	条例第7条第3号	事業を営む個人に関する情報であり、落選の事実を公にすることにより、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
			条例第7条第6号	落選の事実を公にすることにより、今後、同種の事業を行う際に、協力を得られなくなるなど事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	審査表	各審査委員が審査した個別の得点並びに採点区分ごとの合計点及び満点	条例第7条第3号	事業を営む個人に関する情報であり、落選した点数の詳細がわかることにより、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
			条例第7条第6号	本情報を開示すると、今後、同種の事業において、率直な評価や採点ができなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		最終決定したデザイナー以外のデザイナー氏名	条例第7条第3号	事業を営む個人に関する情報であり、公にすることにより、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
			条例第7条第6号	落選の事実を公にすることにより、今後、同種の事業を行う際に、協力を得られなくなるなど事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
26産労観企第921号「東京都観光ボランティアユニフォーム等デザイン審査会設置要領の策定について」	(別記)東京都観光ボランティアのユニフォームのデザイン等の選定に係る審査基準(第2第2項関係)	基準及び配点	条例第7条第6号	デザインの選定に当たり、審査に関する項目別の基準及び配点の軽重が公になり、今後、同種の事業を行う際に、特定の項目に重点を置いたデザイン案を準備する等、適正な審査の執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
26産労観企第941号「東京都観光ボランティアのユニフォーム等デザイン審査会」審査委員への就任・審査会出席の依頼について	起案用紙2ページ目	外部審査委員の氏名(ファッションディレクター、観光ボランティア代表(男性)及び観光ボランティア代表(女性))	条例第7条第2号	個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
			条例第7条第6号	審査結果について外部から意見がなされる等により、今後、同種の事業を行う際に、協力を得られなくなるなど事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	東京都観光ボランティアのユニフォーム等デザイン審査会審査委員への就任について(依頼)1枚目、3枚目及び4枚目	宛名	条例第7条第2号	個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
			条例第7条第6号	審査結果について外部から意見がなされる等により、今後、同種の事業を行う際に、協力を得られなくなるなど事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。